

# 神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和3年10月19日(火曜日)

号外第62号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ
○規則	
神奈川県行政組織規則の一部を改正する規則(総務・	

人事課)	1
神奈川県財務規則の一部を改正する規則(総務・財政課)	1

## 規 則

神奈川県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年10月19日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第81号

### 神奈川県行政組織規則の一部を改正する規則

神奈川県行政組織規則(昭和31年神奈川県規則第64号)の一部を次のように改正する。

第5条の表スポーツ局の項中「セーリング課」を削る。

第7条政策局いのち・未来戦略本部室の項中第9号を第10号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 科学技術政策の総合的企画及び調整に関すること。

第7条政策局いのち・未来戦略本部室の項に次の1号を加える。

(11) 職員の勤務発明等に関すること。

第7条政策局政策部総合政策課の項中第7号及び第8号を削り、第9号を第7号とする。

第7条スポーツ局オリンピック・パラリンピック課の項第1号中「(他課の主管に属するものを除く。)」を削り、同条スポーツ局セーリング課の項を削る。

第53条第4項計画建築部まちづくり・建築指導課の項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第18号までを1号ずつ繰り上げ、同条第4項計画建築部建築指導課の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、同条第8項計画建築部まちづくり・建築指導課の項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第18号までを1号ずつ繰り上げ、同条第9項まちづくり・建築指導課の項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第18号までを1号ずつ繰り上げ、同条第12項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第18号までを1号ずつ繰り上げる。

第54条第4項工務部急傾斜地第一課の項第1号を次のように改める。

(1) 砂防、急傾斜地等の土木事業(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域並びに急傾斜地崩壊危険区域の調査並びに工事の技術的事項に係る審査に限る。)に関すること。

第54条第4項工務部急傾斜地第二課の項第1号を次のように改

める。

(1) 砂防、急傾斜地等の土木事業(他課の主管に属するものを除く。)に関すること。

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年10月22日から施行する。

(神奈川県財務規則の一部改正)

2 神奈川県財務規則(昭和29年神奈川県規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「スポーツ局ねりんピック課。」を「スポーツ局ねりんピック課及び」に改め、「及びスポーツ局セーリング課」を削る。

別表第6 スポーツ局の項セーリング課の項を削る。

(神奈川県県有財産規則の一部改正)

3 神奈川県県有財産規則(昭和59年神奈川県規則第40号)の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「スポーツ局ねりんピック課。」を「スポーツ局ねりんピック課及び」に改め、「及びスポーツ局セーリング課」を削る。

第30条中「政策局政策部長」を「政策局いのち・未来戦略本部室長」に改める。

別表第5の1の項中「政策局政策部総合政策課」を「政策局いのち・未来戦略本部室」に改める。

神奈川県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年10月19日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第82号

### 神奈川県財務規則の一部を改正する規則

神奈川県財務規則(昭和29年神奈川県規則第5号)の一部を次のように改正する。

第80条第2項中「財政部長」を「財政課長」に改める。

附則第5項を次のように改める。

(配当、支出計画等の特例)

5 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに

この公報は再生紙を使用しています

購読料  
一箇月 二、九三〇円 一箇年 三三、一六〇円  
(消費税・地方消費税・送料込み)  
本号一部 三、七四円(消費税及び地方消費税込み)

発行  
横浜市中央区日本大通一  
神奈川県政策部政策課  
電話横浜(〇四五)二一〇一一一

印刷  
横浜市鶴見区矢向三一一五二七  
野崎印刷紙器株式会社  
電話横浜(〇四五)五七一三五〇八

報告されたものに限る。)であるものに限る。附則第7項において同じ。)のまん延の防止の取組等を行う者を支援するための経費で知事が定めるものに係る第15条第3項、第16条の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第51条第2項及び第3項、第52条第1項並びに第52条の2の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第15条第3項	(以下「事業所管課長」という。)	又は担当課長
第16条の2第1項	事業所管課長 の下に設けられた課長の長	担当課長 に置かれた担当課長の長
第16条の2第2項	事業所管課長 の下に設けられた課長 (県土整備経理課等を除く。)の長	担当課長 に置かれた担当課長
第16条の2第5項及び第6項、第51条第2項及び第3項、第52条第1項並びに第52条の2	事業所管課長	担当課長

附則第7項中「(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)」を削る。

#### 附 則

この規則は、令和3年10月22日から施行する。